

要望意見の整理において「A」とされたものに対する対応(案)

1 地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
1	中島構成員 (事前意見)	第3次基本計画にあたり、地方自治体において犯罪被害者支援分野に特に生活支援制度・福祉制度に詳しい社会福祉士等が活用されることが、被害者のQOLの改善に向けて必要ではないかと思われる。	216 217 222	内閣府 (犯被)	内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働きかける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。
2	中島構成員 (事前意見)	犯罪被害者等基本法が施行されて、10年以上経過しているが、残念ながら被害者支援についての情報が住民に熟知されているとはいいいがたい現状にある。このような情報の提供は、地方自治体、やはりとくに住民に身近な市町村において、より実践しやすいものと考えられる。特に、近年、インターネットの普及に伴い、インターネットにアクセスして情報を求める人が増えていると考えられ、地方自治体においてもWebでの情報検索を行いやすくすること、メールによる情報提供等、多様な媒体を利用した積極的な相談情報の普及に努めることが望ましいと考えられる。一方で、こういった情報に触れにくい高齢者等への配慮も必要である。	223	内閣府 (犯被)	内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を通じた広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。
3	中曽根構成員 (18回 事前意見)	地方公共団体における犯罪被害者等に対する支援の充実促進は引き続き取り組む必要がある。 全国の8割の市町村には総合的対応窓口があり、犯罪被害者等がその窓口に行って、いろいろ相談できることになっているものの、一般市民でその窓口を知っている人はどれくらいいるか。また、窓口で対応する職員もどれだけ被害者のことを理解して対応しているか。まだまだ足りない点がたくさんあるように思う。 突然被害に遭い冷静に対処などできない犯罪被害者等の方が、それでも生活していかなければならないわけで、必要のなかったはずの刑事手続をしたり、経済的困窮に追い込まれたり、行政の手続(医療・保健・福祉、子ども家庭、生活保護等)等を行わなければならないことから、市町村の窓口においても犯罪被害者等のニーズを理解し、コーディネートできる職員の配置が理想であると考えている。そのためには、既存の様々な制度を熟知している資格を有した生活支援専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)の方を総合的対応窓口に配置することが望ましいのではないかと。	216 217 222	内閣府 (犯被)	・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を通じた広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
4	中曽根構成員	総合的対応窓口は一応できてはいるものの、実際に被害者の方への対応の仕方と いうのか、そういう体制が充実しているとは思えない。中身の充実について、毎年毎 年少しずつでも充実促進が図られるような形でいくことが望ましい。 各市区町村のホームページとかを見ても、犯罪被害に遭われた方に対する配慮が まだまだ足りないのではないかと。 市町村において、民間の援助団体や弁護士会とのリンクがされていないところもた くさんあるため、内閣府として市町村に働きかけ、そういうところとリンクを張るなど してほしい。	217 222	内閣府 (犯被)	・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等 施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害 者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意 欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切 な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都 市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相 談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の 心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状 況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情 報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体 における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や内閣府犯罪被 害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を通じた 広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被 害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合 的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請す る。
5	渡邊構成員	窓口をつくっただけでは全く意味がない。この窓口がありますよというのを広く住民に 周知するということと、内容を充実させるというのが非常に大切なことではないかと。	217 222 223	内閣府 (犯被)	・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等 施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害 者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意 欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切 な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都 市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相 談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の 心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状 況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情 報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体 における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や内閣府犯罪被 害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を通じた 広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被 害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合 的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請す る。
6	森山構成員	いわゆる犯罪発生地と住所地が違って、谷間に陥っている方について、我々も現実 の相談でそういう例が多い。きちんと指導というか、国から明確な指針を示すなりし てやっていただければと思う。	218	内閣府 (犯被)	内閣府において、各都道府県内における市区町村の連携・協力の促進を図るため、 都道府県による市区町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力 する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備え て、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧に まとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
7	森山構成員	要望事項の98というところにワンストップ支援センターのことが書いてあり、人口20万人につき1か所、少なくとも都道府県に1か所設置してほしいというものがあるが、いづれにしても、要望事項の219にもあるが、地方公共団体はお金がないと運営していけない。県が補助を出しているところでは、民間の支援団体がきちんと育って、確実に動き始めているということもあるため、国からの地方公共団体に対する財政措置というのは、かなり重要な部分を占めると思う。民間型のそういうワンストップ支援センターにしても公的援助がないと運営が難しい。東京、大阪は全く公的援助がなくて、寄附とかそういう形でやっており、そういうことに対する目配り、財政的援助というものを考えていただきたい。	219	内閣府 (犯被)	・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体間の連携・協力の充実・強化を促進する。 ・ 内閣府において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。
				内閣府 (男女)	内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。
				警察庁	警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。
8	中島構成員	男女共同参画との連携に関連して、自治体で起こってくる問題の一つに、例えば配偶者暴力の被害者の方があちこち転々とされる際に、住民票の異動の問題が出てくる。例えば加害者側にこれを伝えないということについて男女共同参画関係のところは分かっているが、市町村の窓口がこれを分かっているという問題が起こってくるということもあり、研修や教育などの機会を設け、連携や、知識として基本的なところを学んでいただけるような機会をつくる必要があるのではないか。	217 222	内閣府 (犯被)	内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
9	瀬川構成員	各都道府県の窓口では、福祉的な生活支援がまず大切だが、もう一つ重要なのは犯給法に関連した支援。福祉的な支援と犯給法の双方に精通した専門家が必要。いろんな窓口をたくさんつくっても、人的な養成ができていなければ全く意味がない。人的な養成というのも重要な問題として残るのではないかな。	216 217 222	内閣府 (犯被)	・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働きかける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。
10	森山構成員	各市町村の見舞金の支援条例などについて、各自治体の議員がどれだけ理解しているかという視点も必要。立法的なやり方として、首長、あるいは県会議員、市会議員等に対する効果的な広報、この地区ではこういうことをしていますよというところを刺激的にいろいろ出すことにより、我が自治体は遅れているなという認識が出てくる。		内閣府 (犯被)	・ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。 ・ 地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、内閣府において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。

○ 会議において具体的な発言はなかったものの、Aと整理された要望・意見

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
11		【住居の確保】 被害後、引越しを余儀なくされた場合、同じ地域での居住が困難となる場合もあるもので、都道府県内全域での対応が必要である。公営住宅申込みまで待ってられない場合も多く、空いている公営住宅を一定期間、臨時的に貸し出すなど即応できる体制が必要である。また、公営住宅における目的外使用住宅の箇所を増やすなど被害者の実態に沿った対応や民間賃貸住宅の斡旋補助を検討してほしい。	64	内閣府 (犯被)	・ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、内閣府において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。 ・ 内閣府において、各都道府県内における市区町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。
			64	国交省	・国土交通省において、犯罪被害者等に対する公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応、市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携及び公営住宅における目的外使用に係る手続きの簡素化を図ることができる旨、各地方公共団体へ通知していることについて、会議等の場を活用して周知する。 ・民間賃貸住宅の斡旋補助については、地方公共団体が関係団体と連携して、犯罪被害者を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会を設置し、ホームページや住宅相談会等で必要な情報を提供する等、地域の実情に応じた取組みを行っているところであり、国としてはこのような地域の取組みを支援することとしている。
12		【地方公共団体間にまたがる居住場所の確保】 各地方公共団体が行っている公営住宅による一時入居は、他府県に転居したい場合には、利用することができない。UR賃貸については、空き住戸が十分あるため入居優遇措置については不要という結論が出ていることから、こうした空き住戸の活用により、基本的な生活備品を含めた被害者の居住場所の確保を図ってほしい。	65	内閣府 (犯被)	・ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、内閣府において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。 ・ 内閣府において、各都道府県内における市区町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。
			65	国交省	公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。

2 犯罪被害者等を支える気運の醸成

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
13	中島構成員 (事前意見)	まだまだ一般国民における犯罪被害者関連の情報の普及は十分であるとは言えないと思われる。特に、多くの国民の目に触れやすい媒体や、場所(機関)を利用することが有効であると考えられる。 1つに新聞、メディアがもっと積極的に被害者支援について取り上げてもらえるように働きかけること、またCM等を用いて広告することなども検討できればよいのではないかと思う。このような広告において費用がかかるが、公共交通機関やメディアの企業が寄付金の代わりに現物支給として広告に協力できるような働きかけを検討することも1つではないかと考えられる。	320 321 322	内閣府 (犯被)	・内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。 ・内閣府において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。
14	中島構成員 (事前意見)	学校教育においては、犯罪被害後の支援情報だけでなく、いじめやその他の暴力犯罪、ネットを利用した性被害等の被害防止と合わせて学ぶ機会を作ることが有用であると考えられる。 被害に遭った時に相談できる場所や機関があることが子どもたちにもっと周知される必要があるのではないかと思われる。児童虐待は言うまでもないが、デートレイプ、パートナーバイオレンス、ストーカーなどは、中学、高校生の年代でも存在するものであり、被害の早期の発見のためにも、学校教育におけるより積極的な取り組みが必要であると考えられる。	322	文科省	(前段について) ・子供がいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することともに、いじめ等は絶対に許されないとの意識を醸成するため、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。 ・警察等と連携し、「非行防止教室」の開催を推進することで、犯罪被害等に関する学習の充実を図る。 (後段について) ・児童生徒が犯罪被害等に遭った場合等に相談できるよう、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラー等に対する研修を支援するとともに、各学校における取組を促進する。
15	渡邊構成員	子供たちに命の大切さを教えるという点は非常に大切なことだと思う。ただ紙に書かれたもの、あるいはDVDをただ見るだけではなく、生の声を聞くという点では、警察庁が行っているような講演会、こういったものが本当に必要なのではないかと思う。ただ聞き放しでなくて、聞いた感想を出すという形でその話の内容を深めることが必要。 対象としては、小学校の高学年から中学生、高校生。こういう子供たちがそういう話を聞いて犯罪を犯さないということになれば、被害者も出ないわけであり、事件を防ぐという意味でも非常に大切なことだと思うので、これは是非もっともっとと広げていただきたい。さらに、学校関係者等に対する周知もお願いしたい。	322	警察庁	警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。
			322	文科省	【検討結果】(警察庁の取組について、警察庁から合同での周知の依頼があった場合) 警察庁と共に、講演会の取組について周知を行う。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
16	中曽根構成員	被害者による講演等について、大学や専門学校も広げていただいたほうがいいのではないか。	322	(取りまとめ) 警察庁 (合議先) 文科省	警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。
17	中島構成員	警察で行う講演と関連して、例えば、子供たちのほうに被害相談であるとか、被害に遭った場合にどうするのがよいのかなど、そういう講義も一緒に行ったり、パンフレットを配ったりしているか。ただ単に被害に遭ったと言われても、子供たちは自分は被害に遭わないと思っているから、全然びんとこない。被害者の話を聞いたときに一緒に聞くとすごく頭に残りやすいと思う。ここから先はお金もかかることであり、安易に言えないが、子供たち向けのこういう説明会のときに使うパンフレットのようなものを是非警察で工夫し、その都度子供たちにちゃんと渡していただくと、中高生なら十分理解でき、有用であると思う。	322	警察庁	警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。
18	椎橋議長	生命の大切さを理解するためには、まずピラを見る、また、講演会を聞く、さらには作文コンクールといった文章を書くという各段階を経ることによって、より理解が深まるということであり、全てのところでできるというわけではないだろうが、徐々にこういう運動は広げていく必要がある。 他方、生命の大切さをどういうふうに伝えるかという方法については、低学年であればあるほど難しい。生命の大切さをどういう形で伝えるのが一番効果的なのかというのは、また難しさがあるが、そういう方面に知見をお持ちの文科省等が率先して、その辺りの指導とかガイダンスというものをやっていく必要もある。こういう啓発活動、広報活動というのは非常に重要で、連携も部分的にはされているようなので、ますますこういうのが広がっていくことが望ましい。	322	警察庁	警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。
			322	文科省	引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。
19	中島構成員	内閣府の方には、メディアを活用しないとなかなか一般の人に広がらず、犯罪被害者週間でも結構多くの人が知らないのも、是非載せてほしい。 なぜかというと、メディアは犯罪についてはたくさん載せるのに、被害者支援とか被害者に関する情報は極端に少ないという、すごくアンバランスなことがあって、非常に偏った情報だけが国民の側に流れているのではという懸念があるため、メディアに強制することはもちろんできないが、彼らが学ぶ機会であるとか、そういった方策があるといい。	318 320 322	内閣府 (犯被)	・ 内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。 ・ 内閣府において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。
20	渡邊構成員	一般国民への広報活動というのは、日本の場合には本当に難しい。私がいつも感じているのは、各種選挙でも投票率が非常に悪い。無関心な層が非常に増えているというので、犯罪被害等でも、自分は被害に遭わないと。私も被害に遭うまでは、自分は遭わないだろう、よその世界の出来事だぐらいに思っていたのですね。そういうのをちょっと変えていただくためには、いろんな機会を捉えて流さなければいけない。各地の先進的な取組を各地域に流すといいのではないか。	320 321 322	内閣府 (犯被)	・ 内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。 ・ 内閣府において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。

3 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
21	中島構成員 (事前意見)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは犯罪被害児童だけでなく様々な子どもの問題に対応するものであり、また常駐する職員ではないため、教員がどのように対応するかということを知ることが必要であると思われる。「防災マニュアル」や「学校の危機管理マニュアル」については既に文部科学省で作成されているが、児童虐待や性犯罪被害など、子どもが犯罪被害に遭った際のマニュアルの作成が必要ではないかと思われる。このようなマニュアルの策定にあたり、いじめ対応と同じように、教育現場だけでなく、児童相談所や警察、犯罪被害者支援機関など各関連機関と協議していくことが重要であると考えられる。更に、これらのマニュアルが実質的に機能していくよう、シミュレーション等や事例検討などを継続的にしていくことも必要であると思われる。	226 251 294 295 296	文科省	性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。
22	中島構成員 (事前意見)	犯罪被害者支援は、命の大切さや、非行防止、事件教育など大きな分野の中の1つとして扱われており、実際に犯罪被害に遭った場合に子どもがどのように対応したらよいのか、誰に、どのように相談したらよいのかについての教育は各教育現場、教員の裁量に任されていると思われる。学校教育の現場で学ぶことは、多くの子ども達に情報を提供することができ、かつ学習効果の高いものと考えられるため、現状の施策で、犯罪被害後の対応・相談、支援についての情報に特化した取組を行うことが必要である。	232 256 292 293 296	文科省	性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。
23	小西構成員	例えばスクールカウンセラーをもっと常勤化するとか、あるいはそれがなかなか難しいことであれば、やはり学校の先生に子供の被害という視点からもう少し子供を見ていただく必要がある。要するに、いじめというのが学級経営とかそういう視点から見て解消すべきもの、それはそうだと思うが、幾ら解消しても、その後、被害を受けた子供は残っているわけである。むしろスクールカウンセラーだけにお任せしないで、ずっといて一番見られる学校の先生に発見する目とか、発見したときに子供が何も言わなくても何が起きているかある程度想像できる力とか、そういうものを付けていただくことが必要であると考え。	226 240 251 294 295 296	文科省	性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。
24	渡邊構成員	各機関の連携、これが本当に大切だと思う。児童相談所も一人当たりの受持ちというか、抱えている件数が非常に多過ぎるということで動きがとれないという話もよく聞く。警察は足があり、機動力がある。学校の先生は、子供たちに一番身近に接している。児童相談所はいろいろそういう相談が来た場合にどういう対応をしたらいいかというのをすぐ判断できる。自分でできなかったら、警察なり何なりをお願いするという形で、その連携がとれるような、そういった制度が何とかできないか。	226 251 294 295 296	文科省	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化することを促進する。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
25	森山構成員	誰が最初に相談の受け口になるかという問題も大切である。なるべく第三者機関的なところで窓口になったほうがいいのか、特に警察の場合には被害者が警察に相談するのは4.3%とか、本日配付の資料に性犯罪に関して相談する例が少ないとか、友人、知人のほうが相談する例が多いとかある。人権相談等やスクールカウンセラーなど、それぞれ役割分担的なものも考えたほうがいい。	240	警察庁	・警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。 ・警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。 ・警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。
				法務省	・法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。 ・日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。
				文科省	文部科学省において、犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
26	中島構成員	昨今の状況を踏まえて文部科学省の役割というのは大きくなっているのではないかと印象を持っている。特に、子供においては被害が潜在化しやすい訳だが、なぜ潜在化するかというと、それは被害の性質にもよると思うし、もう一つは、どこに相談したらいいかわからないとか、誰を信用したらいいかわからないということで潜在化してしまう部分というのも非常に大きいと思う。ですから、そういう情報を当事者である被害者が早くから知っているということが重要だということと、それを発見する人たちが知っているという、両方が非常に重要だと考える。	232 251 256 292	文科省	文部科学省において、犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。
27	中島構成員	文部科学省の施策はいつも非常に広い領域を示していると思う。例えばスクールカウンセラーの配置といっても、スクールカウンセラーは犯罪被害だけ扱うわけではなく、道徳教育に関しても犯罪被害だけやるわけではない。ですので、全体の施策を推進しても、その中の一部である犯罪被害者について、犯罪被害児童をどうするかについてなかなか進まないのではないかと懸念を持ってしまう。ですから、具体的に犯罪被害についてどうするというような指針であるとか、そういったものが今後提示されていったほうがよいのではないと思う。でないと、各学校の努力、各先生の努力に落ちていってしまうところがあると思う。 いじめや性犯罪等が発生したときに、どこに誰がどのようにに学校として相談していくのかということをガイドライン化すること自体は大変ではあるが、ガイドライン化していったただかないと各学校も十分にできないと思う。したがって、私自身の希望としては、大きな施策の中で特化したものとして扱っていただいたほうが、より効果的ではないかと思っている。	226 251 294 295 296	文科省	性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。
28	森山構成員	子供と同じようになかなか出てこないのは高齢者だと思う。高齢者も被害の類型に出ているが、今回高齢者に対する施策等についてはどこかの省庁から何らかの資料があるのかなと思ったら、ざっと見たところ余りない。高齢者の場合、家族の問題もあるし、あと施設での問題もあったり、多分これも難しい問題がある。厚生労働省さんのほうで高齢者のそういうことに対しての何らかの今後の検討とかあるのかお聞きたい。	240 296	厚労省	【検討結果】(新たな計画には盛り込まず) 高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応について、都道府県・市町村における取組の強化を促す。また、消費者被害の防止のため、市町村、地域包括支援センター、消費生活センター等の関係機関の連携体制の構築を促す。
				各省庁	【内閣府(犯被)】 各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。 【法務省】 ・ 法務省において、高齢者施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、高齢者や身近に高齢者と接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に引き続き努める。また、人権週間を中心に、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。 【P: 現在国会提出中の改正総支法案の成立如何で内容の変更可能性あり】

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
29	椎橋議長	障害者、性的マイノリティ、外国人、これらについてはまだ御質問、御意見が出ておりませんでしたので、それらも含めてさらに具体的な形で提案をさせていただきたい。	240 296	各省庁	【内閣府(犯被)】 各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。 【法務省】 ・ 法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、人権週間を中心に、様々な広報媒体を通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【P: 現在国会提出中の改正総支法案の成立如何で内容の変更可能性あり】
30	瀬川構成員	犯罪が潜在化しやすいというのは、うやむやにされやすい一面を持つわけである。そのためには警察が介入しないと、証拠が散逸する、隠蔽されかねない。いじめの問題、暴力の問題もそうだが、適切な時期に警察が介入すべきであるという認識を持っていただきたい。		警察庁 文科省	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保険所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化することを促進する。

○ 会議において具体的な発言はなかったものの、Aと整理された要望・意見

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
31		【職場における性暴力への対応】 職場における性暴力犯罪について、その被害者を基本計画の対象として位置付ける。 (1) 被害を受けた当事者について、カウンセリング費用や医療費の公費負担の対象とし、また、休職・退職をよぎなくされた者を療養給付の対象とする。 (2) 被害者の休職・復職の際の産業医等による判断について、実態に即した判断基準を新設する。 (3) 産業医に対するPTSDに関する研修を充実させる。 (4) 労災認定にかかわる医療従事者・労働局関係職員等に対して、被害実態及びPTSDに関する研修を充実させる。 (5) 全国規模での被害実態調査、回復支援調査、復職・継続就労調査を実施する。 (6) 被害者の労災活用について推進する。	297	厚労省	【検討結果】(新たな計画には盛り込まず) (2)について 産業医による休職・復職については、事案ごとに個別の事情や状況を踏まえて判断されるものであり、国として判断基準を示すことは困難である。 (3)について 産業医の職務は、事業場における労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導・助言を行うものであり、仕事と直接関係のない犯罪の被害にあったことによるPTSDや休業等については、法令に基づく産業医の業務とは言えない。 ただし、労働者から産業医に相談があることなども想定されることから、今後、必要に応じて、産業医に対して犯罪被害者の利用可能な制度の情報提供など、協力が可能なものがあれば取り組んでいきたい。 (4)について 一般に、労災認定がなされるケースは、業務上の事故等に基づくものであり、犯罪の被害に遭ったことによるPTSD等であって、それが業務との因果関係があるケースが多いとは承知していない。このため、限られた研修時間において職員等に対して一律にこれらの研修を行うことは困難であると考えている。 (5)について 職場における性犯罪被害者の情報について調査することについては、個人のプライバシーに抵触するおそれがある等から、厚労省で独自に調査を実施することは困難であると考えている。 (6)について 労災認定に当たっては業務と疾病に因果関係が認められる場合に限り認定されるため、引き続き因果関係の把握に努め、適切に判断していく。
				各省庁	【内閣府(犯被)】 各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。 【法務省】 法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、人権週間を中心に、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
32		【「企業組織内性暴力」への対応】 企業が本気で「企業組織内性暴力」撲滅に取り組むような基本計画見直しをお願いしたい。被害当事者も含めたプロジェクトチームを作り、現状を把握するところから行動するのも良いと思うが、一刻も早く、「企業組織内性暴力」を撲滅していただきたいので、下記のようなことを提案する。 (1)「企業組織内性暴力」被害を積極的に“労働災害”に認定する。セクハラ認定について、多々検討されているが、結局のところ、被害者が救済されない労災では意味がない。申告があり、目立った問題がなければ、認定を進めていただきたい。 (2)すぐに警察に通報するように推進し、「犯罪」として立件する。	298	厚労省	【検討結果】(新たな計画には盛り込まず) 労災認定に当たっては業務と疾病に因果関係が認められる場合に限り認定されるため、引き続き因果関係の把握に努め、適切に判断していく。
				各省庁	【内閣府(犯被)】 各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。 【法務省】 法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、人権週間を中心に、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。

4 被害児童に対する国費による専門的治療等

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
33	中曽根構成員	文科省として、学校内だけで解決するということではなくて、他機関との連携というものを是非考えてほしい。	116	文科省	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化することを促進する。
34	中島構成員	被害児童と書いてあるが、児童虐待以外の被害がどうなっているのかという問題があり、それが先ほど言った文科省と厚生省のギャップに関連している。例えば子供、家族が犯罪被害に遭った場合、子供に症状が出ているか出ていないかわからないというときに、学校のスクールカウンセラーが見てくれるのか、それとも児童相談所が見てくれるのか明確ではない。どちらかが入らないと子供は多分放置されてしまうというような現象が起こってしまうと思われる。 警察で被害者を認知して、その子供たちが直接被害に遭っていたらもちろんのこと、子供が被害に遭っていないものの家族に被害が発生したときに、どの機関に子供たちをどのようにつなぐかという、そういったネットワークの構築と、それを受けた機関がそれを活用できるような仕組みもさらに今後つくっていく必要があるのではないかな。	116	警察庁	警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。
			116	厚労省	【検討結果】(新たな計画には盛り込まず) 児童相談所においては、児童虐待だけでなく、心身に有害な影響を受けた児童に対し、児童心理司等の専門職による丁寧なカウンセリングを行うなど、児童の状況に寄り添った支援に努めている。また、警察や学校において、児童相談所における支援(一時保護等)を必要とする児童を把握した場合に、児童相談所へ通告等をしてもらうなど、適切に連携して役割に応じた支援を行っており、ご指摘については既に対応している。
			116	文科省	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化することを促進する。

5 犯罪被害者等に対する中長期的支援

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
35	中島構成員	かねがね性暴力被害者等が自宅へ帰れないような状況の問題について、婦人保護機関が積極的に利用できたらいいと思っていたので、現状そうになっているということで安心した。 ただ、多分、実際に保護する側、例えば警察とか民間の犯罪被害者支援団体はこのことを知っていて利用しているのかというのが逆に私の疑問として残っている。というのは、利用したという話は余り聞かない。ですので、この保護機関がこのような機能を果たしているということがもう少し関係機関に周知されて利用できるような形になるとよいのではないかと。	300	警察庁	- 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。 - 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。
				厚労省	【検討結果】(新たな基本計画には盛り込まず) 関係機関(警察や地方入国管理局)との会議の場において、婦人保護施設が性暴力被害者等についても中長期的な支援を行っていることを周知する。
36	森山構成員	性暴力の場合、特に公的な機関より身近にいる人とかに相談しやすいのは当然だと思うが、そういう意味で、民間のワンストップセンターみたいなところでの相談というのが現実にあって、それぞれ機能して警察のほうにつながるとか、児童相談所につながるとか、そういうこともやっているというように聞いている。 民間からそれぞれの省庁につなぐ方法についてもそれぞれの立場立場で民間をもっと利用していただく。あるいは民間のほうに今後、経済的、人材的な派遣等ができるような方向も考えないと、性暴力はなかなかずっと顕在化しない典型なので、何とかこれを克服する方法を考えていただきたい。	300	内閣府 (犯被)	- 内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。 - 内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力をを行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。
				内閣府 (男女)	内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
				警察庁	・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 ・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。 ・内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。
				厚労省	性暴力被害女性を含む相談者に対する支援としては、DVシェルターを運営するNPO法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証するモデル事業を実施していく。
37	中曽根構成員	犯罪被害者の方、遺族になった子供たちの学費等の問題について考えていただけないか。 私どもが支援をした中で調べてみたが、奨学金事業で給付型というのはすごく少ない。それも条件があったりする。 2013年度から日本財団が預保納付金を使って奨学金事業を行っていると思うが、確か「まごころ奨学金」というものだが、それは無利子とはいえ貸与型である。将来結局返さなくてはならないということから利用する方たちもためらうというのが現状である。なので、経済的な面から考えても日本財団のまごころ奨学金というものを貸与型から給付型に変えることはできないかと思っている。	141	金融庁	【検討中】

6 犯罪被害者等の安全・安心の確保

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
38	中島構成員 (事前意見)	現在証拠開示や、公判において被害者の氏名・住所等を明らかにしない制度が周知されているが、この制度は検察官等において徹底されることはもちろんであるが、被告人や被告人の弁護士に対して徹底させていく必要性があると思われる。被害者が住所・氏名の開示を望まない場合には、検察サイドだけでなく、被告人、被告人弁護士、被告人側証人等にも徹底させる必要があり、罰則規定など必要なのではないかとと思われる。		法務省	(前段) 法務省において、証拠開示の際に被害者等の住居等が被告人等に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し、公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。 (後段) 【検討結果】(案文の作成は困難である。) 理由: 弁護士については、弁護士法第56条1項によりその違反の程度に応じて懲戒を受ける対象となり得ること、また、被告人等を含めて、事案によっては、民法上の不法行為責任や名誉毀損罪等が成立し得る場合もあること等から、現行法の下でも、弁護士等が正当な理由なく被害者特定事項を明らかにすることのないよう担保する制度があり、このような制度を通じて、犯罪被害者に関する情報の保護が図られているものと考えているため。
39	中曽根構成員 (事前意見)	引き続き犯罪被害者等への安全・安心の確保のための方策をより強化していく必要があると思うが、たとえば、ドイツのように加害者に対し電子監視による監視等、犯罪被害者等が安心して暮らせるための新たな取り組みも検討していただけないか。		内閣府 (犯被)	【検討中】
				内閣府 (男女)	【検討結果】 当局の所管において特に盛り込めることはない。
				警察庁	警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。
				法務省	【検討結果】(案文の作成は困難である。) (理由) 検討した結果、法務省として、新たな取り組みとなる施策について該当がなかったため。また、御指摘のあった「電子監視による加害者の監視」については、被監視者の人権上の問題などから、極めて慎重に検討されるべきものであり、法務省としては、当該監視制度の導入の是非を言及する立場にない。
40	中島構成員	恐らく相談した被害者は相談機関から支援措置について聞いて知っていると思うが、まだどこにも相談していないような被害者が市町村の窓口に来るというような事態もあるかと思う。住民票の交付等に係る配慮について、市町村の窓口で被害者にわかるような何らかの掲示物といったものがあるといいのではないか。例えば、そういった交付に関して御心配のある方は御相談下さいというようなものであってもいいかもしれないし、DVに関する資料をさりげなく置いていただくことでもいいのかもしれない。全ての方が相談されているわけではないので、逆にそういったものを通して相談機関につながるということもあるかと思うので、できれば市町村の窓口で被害者にそういった制度についての通知をしていただけるとよいのではないかと。		総務省	【新たな基本計画に盛り込むか否かを含め具体的な案文については検討中】 ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置については、各市区町村において実施されているが、引き続き各市区町村において住民に対して周知が行われるよう、総務省として必要な助言・情報提供を行っていく。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
41	中曽根構成員	警察における緊急通報装置の数がなかなか足りないように感じていることから、数を増やしていただけないか。また、警察では110番登録もよくして下さっているということで、引き続きそういう形で被害者の方たちの恐怖心を少しでも軽減できるようにしていただきたい。		警察庁	警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。
42	川出構成員	例えば、DV防止法の接近禁止命令とかストーカー規制法の禁止命令等の担保手段として、被害者に近づいてはいけないということを確保するために電子監視を導入するというのであれば検討に値すると思う。 さらに、保護観察の遵守事項として、被害者に近づいてはいけないということが設定されているとのことですので、その担保手段として電子監視というのも考え得るかなと思う。 行政命令の担保手段、あるいは遵守事項の担保手段としての電子監視というのが法制度上どのように位置付けられるのかといった問題はありますが、検討事項の一つとして考えていただければと思う。 もし可能であれば、再被害のより詳しい実態、どの手続段階で起きているかどうか分かれば、対応する施策も考えやすいと思うので、そういう調査をするということも考えていただければと思う。		内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省	【検討中】
43	飛鳥井構成員	住民基本台帳の支援、自動車の登録情報の支援について、当事者への周知を是非徹底していただきたい。特に、窓口に相談に来た人には必ず伝えることができて、まだこれから相談行動を起こすか起こさないかの人、あるいはそういう当事者の相談に乗っているような家族の方とか一般市民の方にこういう支援制度があるということをあらゆる機会を捉えて広報してほしい。特に自動車登録情報の場合、地方に住んでいる方には本当に大事なことなので、その点についても是非御尽力いただきたい。		総務省	【新たな基本計画に盛り込むか否かを含め具体的な案文については検討中】 ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置については、各市区町村において実施されているが、引き続き各市区町村において住民に対して周知が行われるよう、総務省として必要な助言・情報提供を行っていく。
				国交省	自動車の登録は、所有権の公証等を目的としており、そのため、何人も国土交通大臣に対し自動車の所有者の氏名、住所等の登録情報を記した登録事項等証明書 ¹ の交付を請求できることとされている。登録事項等証明書の交付に当たっては、請求者の本人確認を行うほか、請求事由の明示を求め、登録情報が不当な目的で使用されることを防止するための取組を行っている。 登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについては、登録情報の不当な利用を防止するための取組の一環として行っているものであり、引き続きこれらの行為に係る相談機関での周知について国土交通省として関係省庁と連携していくこととしている。

7 民間団体の活動促進

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
44	中島構成員 (事前意見)	現在、各都道府県に民間被害者支援団体が設立されたが、それぞれの機関において支援内容やレベルに差があり、被害者に一定したレベルの支援を提供していくために、今後は、支援の質を確保していく必要があると考えられる。これらは、民間支援機関における課題ではあるが、内閣府・警察庁において、助成事業を行っていることから、助成事業の中で、支援の評価等を行い、不足している部分により重点的な助成・支援を行うことを検討していくことが必要だと思われる。		内閣府 (犯被)	内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。
				警察庁	都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。
45	中曽根構成員 (事前意見)	もともと財政基盤が弱い全国の民間の援助団体で支援活動を行なっているものの多くは、ボランティアに近い状態で活動を行っている。ボランティア活動を行なえる人材は限られていること、必然的に支援活動員の高齢化も進んでいること、犯罪被害者支援のプロとしての倫理観や行動を求められることから、人材育成にも時間やお金がかかる。 全国の民間の援助団体の現場の多くは支援活動を直接行っている人間もそれを支える事務局も適当な処遇がなされない状態で日々活動しているのが現状である。その意味から、預保納付金の助成金の使途の幅を広げていただき民間の財政基盤を支えていただく方向で考えていただけると被害者支援がより一層充実されて行くのではないかと。	228 240 281 282 283 284 285	金融庁	【検討中】
46	飛鳥井構成員	民間支援団体の活動の質と量を規定する大きな要因は、人件費の安定財源である。ほとんどそれで決まってしまう。夜間・休日のことやいろいろスローガンを出しても、結局そこで全部引っかかってきてしまうから、それがないとどんどん先細りしていくということがあるので、本当に薬をもすがする気持ちだが、是非その点を十分ご斟酌いただいて、何とか事業費だけではなくて人件費についても、額のことは言わないが、是非一歩前に出て御検討していただきたい。	228 240 281 282 283 284 285	金融庁	【検討中】

8 加害者の損害賠償責任の実現方策

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
47	森山構成員	実際にどれだけの犯罪被害回復が図られているかについての調査研究等をまずしていただきたい。基本的な情報をもう少し集めていただいて、制度的にどうしたらいいのかみんなで考えなければいけない。 調査の方法としては、関わった代理人にアンケート調査してほしい。役所だけでは、なかなかわからない数字だと思う。	26	内閣府 (犯被) (法務省)	内閣府において、日本弁護士連合会等の協力を得て、犯罪被害者等が債務名義を得ても損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行う。

○ 日本財団における奨学金事業

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
48	中島構成員 (事前意見)	まごころ奨学金は、貸与型となっているが、給付型が望ましいと思われる。犯罪被害では、本来これらのお金は加害者が支払うべきものであることを考えると、犯罪被害者家庭の子どもにおいては、返済が免除されてよいのではないかとと思われる。		金融庁	【検討中】
49	中曽根構成員	当時いろいろ話し合われて決めたことに基づいて、今後も、現行でいきたいとおっしゃるが、実際に実績を見ながら、よりよい方向に考えを変更することもあるのではないと思う。当時話し合われたことは、その当時はそうなのかもしれないが、今の社会の実態に合わせて考えていただきたい。		金融庁	【検討中】
50	中島構成員	委託された時点で決められたことですが、ずっと変えないでそのままいくのかというのは、やはり運用状況を見て検討していただく必要があるのではないと思う。 何で給付ということを言うのかというと、本来これは加害者が払うべきお金と理解しているからである。ほかのことは違うと思う。本来払うべき人がいるにもかかわらず彼らに資力がなくて払えないというのが、ほかの奨学金を受ける場合と全く違っている ので、ほかの奨学金と同じように、社会の人が助けてくれたから返さなければいけないという考え方で果たしていいのだろうかという気持ちを持っている。 様々な案を継続して検討していただきたい。		金融庁	【検討中】

○ 小西構成員からの意見

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
51	小西構成員	潜在化しやすい犯罪は、社会に理解されにくい、認知されにくい、証拠が得られにくい、逮捕されにくい犯罪である可能性が高いから、社会的、医学的、心理学的、司法的なそれぞれの観点から多面的に政策を進めていく必要がある。被害者を孤立させることなく、直後から中長期に渡り支援できる体制が必要である。		内閣府 (犯被)	各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。
				内閣府 (男女)	内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。
				警察庁	・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 ・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。 ・内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力をを行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。
				法務省	・法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、人権相談に際して、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努める。 ・日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に進展するおそれの強いDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【P: 現在国会提出中の改正総支法案の成立如何で内容の変更可能性あり】
				厚労省	【検討結果】(新たな基本計画には盛り込まず) 必要に応じて、他の府省庁が実施する施策や取組に協力する。
				文科省	【検討結果】(新たな計画には盛り込まず) 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
52	小西構成員	特に警察庁、検察庁に関しては子どもの被害について被害を受けた子どもの心理を十分理解して捜査できる制度を充実させ、子どもの被害に関する専門性を高めてもらいたい。子どもの被害の捜査や裁判に専門性が必要なことは明らかであるが、現在のところ、女性警察官が捜査に当たるなどの情緒的な支援の取り組みはできて、虐待された子どもやショックを受けた子どもの心理や状況を知って、二次被害なく信頼性のある証言を得ることや、裁判での子どもの心理の理解の上に立った主張や判断などが可能になるような専門的司法的な取り組みが常にできているとは言えない。この部分の拡充を望みたい。 すべての司法関係者にある程度の知識を持ってもらうだけでなく、子どもの被害者の心理をよく知る専門家の養成が必要である。		警察庁	都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした研修を開催し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図る。
				法務省	・ 法務省において、検察官が被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮し、また、警察等の関係機関と被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、どちらかが代表して聴取を行うことについて積極的に検討する取組を進めるなど、被害児童への配慮に努める。 ・ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。
53	小西構成員	回復については、子どもの被害者の治療を専門とする医師はきわめて少なく、これも改善していく必要がある。		厚労省	「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。
54	小西構成員	子供の被害者に対する支援は、社会福祉の支援や教育・医療における支援と連携を持って行われる必要がある。司法、・社会福祉、教育・医療の現場での具体的な連携が必要である。		警察庁	・警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の継続的な支援を推進する。 ・警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。
				法務省	・ 法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。 ・ 法務省において、子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携の上、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。 ・ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。 ・ 日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に進展するおそれの強い児童虐待の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【P: 現在国会提出中の改正総支法案の成立如何で内容の変更可能性あり】
				厚労省	【検討結果】(新たな計画には盛り込まず) 児童相談所や医療機関等が参加する要保護児童対策地域協議会を活用するなど、少年被害者の保護に資する関係機関との連携を図る。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
				文科省	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化することを促進する。
55	小西構成員	女性の被害について、司法の中にいる専門家(情緒的支援だけでなく、証拠収集、裁判にかかわる専門的支援など)の養成(警察で言えば、現在の性犯罪捜査指導官や指導係のパワーアップや検察における専門検察官、指導官の設置など)を行ってほしい。さらに、具体的な事例における社会福祉、医療との連携なども課題になる。		警察庁	・警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領について教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。
				法務省	法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。
				厚労省	【検討結果】(新たな基本計画には盛り込まず) 必要に応じて、他の府省庁が実施する施策や取組に協力する。
56	小西構成員	性暴力の発見と急性期の支援の制度、すなわち性暴力性犯罪支援のためのワンストップセンターの開設の推進は、第二次基本計画に示されているが、実効あるシステムを全都道府県に作り、継続を支援し、更にその検証を行ってほしい。		内閣府 (犯被)	内閣府において、関係省庁の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。
				内閣府 (男女)	内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。
				警察庁	・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。
				厚労省	【検討結果】(新たな基本計画には盛り込まず) 必要に応じて、他の府省庁が実施する施策や取組に協力する。

番号	発言者	発言概要	関連要望番号 (Aとされたもの)	関係省庁	検討結果 (第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込む案文)
57	小西構成員	今後増えていくと思われる高齢者の被害について、きめ細かい被害の発見や被害者支援が必要である。一人暮らしの高齢者はさまざまな点で潜在する被害者になる危険が高い。高齢者の独り暮らしも普通の在り方であり、犯罪の未然防止や犯罪被害を受けた時の支援が、社会資源を利用することが不得手な人でも受けられるように積極的な支援体制がほしい。また高齢者虐待も今後さらに対処が必要な被害の領域である。		各省庁	【内閣府(犯被)】 各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。 【法務省】 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【P:現在国会提出中の改正総支法案の成立如何で内容の変更可能性あり】 【厚労省】【検討結果】(新たな基本計画には盛り込まず) 高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応について、都道府県・市町村における取組の強化を促す。また、消費者被害の防止のため、市町村、地域包括支援センター、消費生活センター等の関係機関の連携体制の構築を促す。